

博物館概論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 博物館法第3条では、「博物館の事業」として、以下のような事業を掲げている。下の文章の()内に□の中から最も適切な語句を選んで、下記の文章を完成させなさい。(各2点)

(②と③、④～⑥及び⑧と⑨については順不同。同じ番号のところには、同じ語句が入る。)

- 4 博物館資料に関する専門的、(①) 的な調査研究を行うこと。
- 5 博物館資料の(②) 及び(③) 等に関する(①) 的研究を行うこと。
- 6 博物館資料に関する案内書、解説書、(④)、(⑤)、(⑥)、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 7 博物館資料に関する(⑦)、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 11 学校、(⑧)、研究所、(⑨) 等の教育、学術又は(⑩) に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

| | | | | | | | | |
|----|----|-----|---------|----|-----|-----|----|----|
| 劇場 | 図録 | 年報 | 紀要 | 修復 | 講演会 | 模型 | 科学 | 化学 |
| 文化 | 芸術 | 試行 | 幼稚園 | 保管 | 要覧 | 公民館 | 教育 | 展示 |
| 技術 | 目録 | 図書館 | ワークショップ | | | | | |

2. 明治時代における国立の博物館の変遷に関して、下の文章の()内に□の中から最も適切な語句を選んで、下記の文章を完成させなさい。(各2点)

(同じ番号のところには、同じ語句が入る。)

明治新政府は、ウィーンでの万国博覧会への招請を受け入れ、その準備を進めるために、1873(明治6)年、(①) が創設され、文部省博物局・博物館・書籍館・(②) が併合される。ウィーン万国博覧会後の1875(明治8)年、そのために収集された資

料などをもって (③) 博物館が創設され、また、文部省の博物館・書籍館・(②) は分離され、再び文部省に戻った。しかし、この文部省博物館はまったく資料をもたず、改めて資料収集を始めるとともに、(④) の主導で (⑤) として1877 (明治10) 年に再出発した。これが現在の (⑥) へとつながる。

(③) 博物館は農商務省博物館となり、1886 (明治19年) には (⑦) に移管され (⑧) に、次いで (⑨) に改称され、次第に文化財系の博物館に性格を転換していくことになる。これが、(⑩) へとつながる。

| | | | | | |
|-------|---------|---------|-------|--------|-------|
| パリ | 内務省 | 国立科学博物館 | 田中不二麿 | 博覧会事務局 | 皇室博物館 |
| 民部省 | 東京国立博物館 | 帝国博物館 | 町田久成 | 小石川薬園 | 宮内省 |
| 教育博物館 | | | | | |

3. 2011年の社会教育調査によれば、指定管理者制度を導入した公立博物館の数は、全体の4分の1以上にあたる約1,200館に及んでいる。公立博物館における指定管理者制度のメリット、デメリットを200字以内で述べなさい。(20点)

4. 欧米のミュージアムでは、我が国の学芸員に求められる知識や技術、能力をさまざまな専門家が担っていることが多い。以下の①~③のうち2つを選択し、その職務内容をそれぞれ100字以内で説明しなさい。(各10点)

①レジストラ (Registrar)

②コンサーベーター (Conservator)

③ミュージアム・エデュケーター (Museum Educator)

5. 博物館を分類する際、文部科学省の社会教育調査では、収集資料の範囲を分類基準として、博物館を「総合博物館」「科学博物館」「歴史博物館」「美術博物館」「野外博物館」「動物園」「動植物園」「植物園」「水族館」の9つに分類している。これ以外で分類基準を2つ設定し、それぞれの基準に基づいて、我が国の博物館を具体的に分類しなさい。(20点)